

中央卸売市場（南港市場）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度大阪市中 央卸売市場南港市場 牛内臓処理等業務委託	13-26:その他	大阪南港臓器(株)	16,115,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
2	令和7年度大阪市中 央卸売市場南港市場 と畜解体処理設備保 守業務委託	01-02:機械 設備等保守 点検	花木工業(株)	16,170,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
3	令和7年度大阪市中 央卸売市場南港市場 本館棟及び仲卸棟エ レベータ設備保守業 務委託	01-02:機械 設備等保守 点検	フジテック(株)	1,445,400	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
4	令和7年度大阪市中 央卸売市場南港市場 枝肉衛生管理業務委託	13-26:その他	大阪市食肉市場 (株)	9,891,981	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
5	令和7年度大阪市中 央卸売市場南港市場 大動物棟及び小動物 棟エレベータ設備保 守業務委託	01-02:機械 設備等保守 点検	東芝エレベータ(株)	3,130,600	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
6	令和7年度大阪市中 央卸売市場南港市場 と畜解体設備試運転 業務委託	01-02:機械 設備等保守 点検	花木工業(株)	49,126,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場南港市場牛内臓処理等業務委託

2 契約の相手方

大阪南港臓器株式会社

3 随意契約理由

南港市場においては、食用に供する目的で獣畜のと畜解体を行う施設として食肉処理場（と畜場）を併設（本市設置）しており、本市職員が食肉処理業務を行い、生体から生産された枝肉及び畜産副生物（原皮・内臓・脂肪等）を各関係事業者へ引き渡している。また、と畜場法及び関連法令において規定されている、と畜場の設置者又は管理者が講じるべき衛生管理や汚物処理など公衆衛生上必要な措置についても当該食肉処理施設の設置者・管理者の責務として十分な公衆衛生対策を講じているところである。

そのような中、BSE（牛海綿状脳症）の発生を機に、と畜場法及び関連法令で義務付けられた特定危険部位の完全除去等について、本来は食肉処理施設の設置者・管理者である本市が食肉処理場内において対処し衛生管理の徹底を図るべきであるが、特定危険部位である回腸遠位部及び頭部（ほほ肉、舌を除く）の完全除去及び回収保管を実施するには、施設の構造上、と畜解体により摘出された牛内臓は全て内臓加工業者のもとに送られる仕組みとなっていることから、牛内臓を引渡し後の内臓加工作業の際に合わせて実施する以外に作業方法が無く、除去場所からの回収保管業務についても、確実な処分にかかる管理責任体制の徹底や業務の効率化を図る観点から、除去作業との一元的処理が必要不可欠であるため、特定部位の完全除去及び回収保管にかかる業務を、現在唯一の牛内臓加工業を行っている大阪南港臓器株式会社と委託契約を行い、安全・安心な食肉供給という食肉市場の役割や使命を果たすものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場業務管理グループ（電話番号 06-6675-2026）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体処理設備保守業務委託

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 随意契約理由

本保守委託は、南港市場本館棟、仲卸棟、大動物棟及び小動物棟に設置されている解体設備の保守委託を行うものである。

本館棟及び仲卸棟の解体設備については、建設時より、すべて六星工業株式会社が施工しており、本委託の実施に際しては、同社の知識及び技術力を活用して実施することが不可欠であるが、同社は、当該設備にかかる業務を花木工業株式会社に移管し、平成18年3月に撤退している。

また、大動物棟及び小動物棟の解体設備は、花木工業株式会社が施工した設備であり、業務を実施するにあたっては設備の構造や仕組み等を理解している必要があり、同社の知識及び技術力を活用して実施することが不可欠である。

上記業者は、食肉処理機械プラントの設計・製作・施工・保守管理における業界最大手であり、専門の知識及び技術力並びに緊急時の連絡出動体制を終日執っている関西で唯一の業者である。また、制御システム及び現場実状についても熟知しており、同社でなければ、整備技術面での対応は不可能であり、点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

以上のことから、本保守委託に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのは上記業者のみであるため、上記理由により随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場南港市場本館棟及び仲卸棟エレベータ設備
保守業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場の本館棟及び仲卸棟に設置されたエレベータ設備の点検を行うものであり、常時稼働するエレベータ設備を安全に保ち、かつ故障あるいは災害時には迅速に修理及び復旧することが要求される。

フジテック株式会社は、南港市場の本館棟及び仲卸棟のエレベータ設備を施工した業者であることから、当該設備の電子化された制御系システム並びに高い安全性を確保するための調整方法等の同社しか知りえない保守管理におけるノウハウを有しており、本業務委託を実施することができる唯一の業者である。

以上の理由から、本業務委託についてフジテック株式会社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場南港市場枝肉衛生管理業務委託

2 契約の相手方

大阪市食肉市場株式会社

3 随意契約理由

当市場においては、食用に供する目的で獣畜のと畜解体を行う施設として食肉処理場(と畜場)を併設(本市設置)しており、本市職員が食肉処理業務を行い、生体から生産された枝肉及び畜産副生物(原皮・四肢・頭・内臓・骨等)を各関係事業者へ引き渡している。また、と畜場法及び関連法令において規定されている、と畜場の設置者又は管理者が講じるべき衛生管理や汚物処理など公衆衛生上必要な措置についても当該食肉処理施設の設置者・管理者の責務として十分な公衆衛生対策を講じているところである。

と畜解体処理の作業工程上、獣毛や消化器官内容物等による枝肉の汚染が生じることがあるが、と畜場法及び関連法令に基づき、汚染部位を完全に除去し、食用に供するために食品衛生上の危害の発生を防止しなくてはならない。本来は食肉処理業務を行っている本市が枝肉の汚染部位の除去等対処し枝肉の衛生管理を行うべきではあるが、除去作業時に枝肉の商品部位に傷を付けてしまったり商品としての枝肉の形状を変形させたりする恐れがある。枝肉の商品部位に傷をつけずかつ商品価値及び衛生的管理を維持しつつ除去作業を行うことは極めて困難である。衛生的管理が確実に行われ商品価値が高く安全な食肉を提供し、市民のニーズに応えコンプライアンスを遵守することは食肉処理業務を行っている本市の責務である。

以上のことから、枝肉の商品価値を低下させず汚染部位を確実に除去し、ゼロトレランス(品質管理の理念の一つで枝肉のわずかな汚染部位も認めず排除すること。当市場では大阪市食肉衛生検査所のと畜検査員が実施する。)における指摘を受けず行えるのは、当市場の卸売業者である大阪市食肉市場株式会社以外に存在しないことから、当該業者と委託契約を行い、安全・安心な食肉供給という食肉処理場の設置者として食肉処理業務の責務を果たすものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場業務管理グループ(電話番号 06-6675-2026)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場南港市場大動物棟及び小動物棟エレベータ
設備保守業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場の大動物棟及び小動物棟に設置されたエレベータ
設備の点検を行うものであり、エレベータは常に安全かつ安心な状態を保つ
こと、故障あるいは災害時には迅速に修理及び復旧することが要求される。

東芝エレベータ株式会社は、南港市場の大動物棟及び小動物棟のエレベータ
設備を施工した業者であることから、当該設備の電子化された制御系シス
テム並びに高い安全性を確保するための調整方法等の同社しか知りえない保
守管理におけるノウハウを有しており、本業務委託を実施することができる
唯一の業者である。

以上の理由から、本業務委託について東芝エレベータ株式会社と随意契約を
行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体設備試運転業務委託

2 契約の相手方

花木工業株式会社

3 随意契約理由

本試運転業務委託は、南港市場大動物棟及び小動物棟に設置されていると畜解体設備の試運転業務を行うものである。

本委託の対象設備であると畜解体設備は、係留所から出荷ラインまで、と畜ライン、解体ライン、検査ライン、冷却保存ライン、出荷ラインなどがあり、それらはトロリー、コンベア等で接続されている。またそのライン上には、昇降作業台、洗浄装置、消毒装置、カット機械、ボイル装置など、数々の特殊な機械設備が接続されており、非常に専門性の高い設備である。

本業務委託は、これらのと畜解体設備を本使用するまでの間、定期的な運転を行い、設備を良好な状態に保つための注油や張力調整、増し締めなどの機器調整を行うもので、各機器の構造や仕組みはもとより設計思想を理解していなければ、適切な機器調整を行うことは不可能である。もしそれらの調整を適切に行うことが出来なければ、各機器の当初の機能を維持することが出来ず、枝肉や加工品の品質、仕上がり低下する可能性や、機器の寿命にも影響を及ぼす可能性がある。

大動物棟及び小動物棟のと畜解体設備は、花木工業株式会社が施工した設備であり、設備の設計思想や構造や仕組み等を理解している唯一の業者であって、業務を実施するにあたっては同社の知識及び技術力を活用することが不可欠である。

また仮に他の業者が本業務を実施し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものか原因の特定が困難になり、責任の所在が不明確となるため、同社でなければ、試運転後の性能・作動状態・安全性に対し保証することが出来ない。

以上のことから、本試運転業務委託に対して一貫して責任を持ち、業務を実施することができるのは上記業者のみであるため、上記理由により随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）